

IP アドレス維持料の一部見直しについて

第 23 回総会(2004/06/18)にて、IP アドレス事業料金体系見直しをご承認いただいた際に約束した 2008 年度の維持料見直しの検討に関し、下記内容にて総会に諮ることをご承認願います。

1. 今回の維持料見直し検討の背景

- ・ 第 23 回総会(2004/06/18)にて、IP アドレス事業料金体系を以下のように改定することをご承認いただいた。
 - 割り当て手数料廃止し、維持料ベースの収入構造に移行する
 - APNIC に対して競争力のある料金水準に設定する
但し、JPNIC の収支が厳しいことから、/15 以下 ~ /10 超のカテゴリの維持料を据え置き、2008 年度に見直しの検討を行う
- ・ 上記改定時の約束を実施するため、2005 年度改定以降、収支の分析と将来の予測、指定事業者へのヒアリング・調整等を行い、検討を進めてきた。その検討の結果、今回見直し案を提案することに至った。

2. 前回改定からの状況の変化

- ・ 収支面の状況変化
2005 年度の改定以降、JPNIC 会員への 10 万円減額の影響から収入が計画値を下回っている。しかし、同時に支出も業務合理化を前倒して実施できたことで、IP アドレス事業の収支差額は計画より前倒してプラスにすることが出来た。
- ・ APNIC の料金体系変更の議論
APNIC においても料金の改定議論が行われたが、抜本的な改定実施には相当の時間がかかるとして数年後をターゲットとして実施の検討を進めている。一方、近年豪ドルの為替レートが上昇傾向にあり、APNIC の財政を圧迫している。このため、当面の措置として料金の支払い通貨を米ドルから豪ドルに変更することが決定した。

3. 今回の見直し案

上記の背景、状況変化を踏まえて、2008 年度からの IP アドレス事業料金体系を下記のようにしたい。

- ・ /16 より大きいカテゴリの維持料を APNIC の水準に合わせる
- ・ 但し金額は、APNIC 料金の通貨変更を踏まえ、前回改定時の提示金額から変更する
- ・ JPNIC 会員に対する 10 万円減額は継続する

金額の算出方法は、APNIC の料金を日本円に換算し(換算レートは当面の為替変動リスクを考慮し 1 豪ドル=日本円¥110 とする)、その端数を繰り上げ、対応する JPNIC 料金カテゴリの中心カテゴリの金額とする。前後のカテゴリは、全体的になだらかな階段状となるような金額とする。

金額詳細は次ページの表を参照。

太枠：今回見直しによる料金案

JPNIC 料金 カテゴリ	現行 維持料	前回改定時 提示金額案	新料金案	日本円 ¥110 で換算	APNIC 料金 (豪ドル)	APNIC 料金カテゴリ
/10超	¥4,200,000	¥4,200,000	¥4,200,000	¥5,577,440	AUD50,704	Extra Large
/10以下	¥3,780,000	¥3,360,000	¥3,400,000	¥2,788,720	AUD25,352	Very Large /13-/10
/11以下	¥3,780,000	¥2,730,000	¥2,800,000			
/12以下	¥2,940,000	¥2,100,000	¥2,300,000			
/13以下	¥2,268,000	¥1,680,000	¥1,800,000			
/14以下	¥1,680,000	¥1,260,000	¥1,400,000	¥1,394,360	AUD12,676	Large /16-13
/15以下	¥1,176,000	¥1,102,500	¥1,100,000			
/16以下	¥840,000	¥840,000	¥840,000	¥697,180	AUD6,338	Medium /19-/16
/17以下	¥577,500	¥577,500	¥577,500			
/18以下	¥472,500	¥472,500	¥472,500			
/19以下	¥367,500	¥367,500	¥367,500	¥348,590	AUD3,169	Small /22-/19
/20以下	¥262,500	¥262,500	¥262,500			

4. 見直し案による収支見直し

上記見直し案を実施した場合も、2008年度から2010年度の間は収支ベースではプラスになると予想される。但し、2008年度以降の公益法人改革の実施により、会計基準がこれまでの収支ベースから、事業毎の減価償却費負担分を加味した、損益ベースによる会計に2006年度より変更されている。損益ベースによる会計では、レジストリシステム開発費や今後の追加開発機能の償却費の負担を賄えず、IPアドレス事業の損益はマイナスとなる。

5. 今後の事業環境変化への対応と抜本的な料金制度の改定

上記の会計制度の変更を含めた公益法人改革への対応をはじめとし、2010年度までを目処に下記のような事業環境の変化に対応しなければいけないため、再度抜本的な料金制度の見直しが必要となる。

- ・ IPアドレス事業としての公益法人改革への対応
- ・ APNIC料金体系の抜本の見直しへの対応
- ・ IPv4アドレス枯渇後の事業環境への対応

また、2010年度までの抜本的な料金体系見直しにあたり、下記事業課題への対応についても同時に実施することを検討する。

- ・ 歴史的PIアドレスへの課金実施
- ・ 資源管理認証局の本格運用とその体制整備
- ・ レジストリシステムのハード、ソフトの更新、改修

6. 実施スケジュール

- 2007/11/07 理事会承認
- 2007/12/07 総会承認
(同日開催の理事会にて「IPアドレス割り当て等に関する規則」改定の承認)
- 2007/12/10 「IPアドレス割り当て等に関する規則」公示
- 2008/04/01 新維持料による請求を実施

以上